

茅野市自立支援教育訓練給付金事業について

1 目的

生活のために職に就かなければならない状況にある母子家庭の母及び父子家庭の父が自らの能力開発につながる講座を受講した場合において、その費用の一部を支給することにより、個々の母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。

2 対象者

- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父とし、20歳未満の児童を扶養している方
- (2) 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定を受けている方
- (3) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められた方
- (4) 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

3 対象講座

- (ア) 雇用保険制度の一般教育訓練の対象講座
 - (イ) 雇用保険制度の特定一般教育訓練の対象講座
 - (ウ) 雇用保険制度の専門実践教育訓練の対象講座
- ※講座については、ハローワークへお問い合わせください。
※教育訓練対象講座検索システムからも検索できます。



検索システム(厚生労働省)

4 給付金額

- ・ 対象講座(ア)、(イ)の受講料の6割相当額(上限 20 万円)
- ・ 対象講座(ウ)の受講料の6割相当額(修学年数×40 万円まで支給。上限 160 万円)
- ・ 教育訓練修了後1年以内に資格を取得し、就職等した(修了時点で就職等している場合を含む)方は、受講費用の 25%(上限 20 万円)を追加支給します(最大 85%※の支給)。
※85%相当額の上限は 60 万円で、修学年数×60 万円(上限4年で最大 240 万円)
- ・ 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格のある方(ハローワークから給付金を受ける資格のある方)は、その金額を差し引いた額を茅野市から支給します。

5 手続き **注意:講座の申込み前に茅野市へ申請が必要です。**

①事前相談

こども課こども・家庭支援係で事前相談をしてください。(まずはお電話で・・・)

■受講を希望する講座のチラシやパンフレット

講座名 実施事業者名 受講期間 受講費用の内訳(入学料・受講料等)などわかるもの

■教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワークが発行したもの)

注意:「教育訓練給付金の支給申請を行うことができる」と回答があった場合は、ハローワークで雇用保険制度の教育訓練給付金の支給申請をしてください。

②自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定に向けた面談

母子・父子自立支援員の面談を受けて、自立に向けた計画を立てます。

【予約制】こども課母子・父子自立支援員 0266-72-2101(内線 619)

③講座指定申請書の提出

- 受講対象講座指定申請書(様式第1号)
- 戸籍謄本(申請者本人と児童の記載のあるもの)
- 母子・父子自立支援プログラムの写し
- 受講を希望する講座のチラシやパンフレット等

④茅野市から受講対象講座指定通知書(様式第2号)が届き次第、受講の申込みをします。
(受講開始)

(講座修了)

⑤給付金支給申請書の提出

講座修了日から、30日以内に手続きをしてください

- 給付金支給申請書(様式第3号)
- 受講対象講座指定通知書(様式第2号)
- 教育訓練(講座)修了証明書
- 教育訓練経費について支払った領収書
- 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書(教育訓練給付金が支給されている場合)
- 受講証明書(支給単位期間ごとの支給を受ける場合)

(資格取得・就職)

⑥追加支給申請書の提出

教育訓練修了後、1年以内に資格を取得し、就職しましたら、就職後30日以内に手続きをしてください。

- 給付金支給申請書(追加支給用)(様式第4号)
- 戸籍謄本(申請者本人と児童の記載のあるもの)
- 母子・父子自立支援プログラムの写し
- 資格の取得したことを証明する書類
- 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書(教育訓練給付金が支給されている場合)

6 支給方法

支給申請(⑤ ⑥)後に支給要件を審査した上で、ご指定の口座に振り込みます。

給付金支給決定通知書(様式第5号)により、審査結果を通知します。

7 その他

- ・受講料の6割相当額が1万2千円を越えない場合は、支給できません。
- ・受講料は、入学料と授業料のみが対象です。
- ・児童が20歳に到達する前に教育訓練を修了する必要があります。

問合せ先

〒391-8501 茅野市塚原 2-6-1

茅野市教育委員会事務局 こども部

こども課 こども・家庭支援係

TEL/0266-72-2101(内線611) FAX/0266-73-9843

E-mail/kodomoka@city.chino.lg.jp